

答申第 539 号

平成 22 年 9 月 16 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求に係る処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 11 月 9 日付けで諮問された県道整備事業に係る文書公開の件  
（諮問第 592 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、特定の土地売買契約書、道路台帳及び公図の写しを特定し公開したことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成21年6月24日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定地番に係る県道の計画から完成までの一切の書類及び現在ある書類（以下「本件請求対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成21年7月24日付けで、特定地番に係る、土地売買契約書、道路台帳（以下「本件道路台帳」という。）及び公図の写し（以下「本件行政文書」と総称する。）を本件請求の対象となる行政文書として特定した上で、本件行政文書の全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書以外に、特定地番に係る道路完成図（以下「本件完成図」という。）が存在するはずであるとして、平成21年8月3日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の知人（以下「本件個人」という。）が、平成21年2月19日に実施機関に対し公開請求を行った際には、当該請求に係る行政文書公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）の公開請求に係る行政文書の内容欄に「道路完成図 日時 立会者」と記載されていた。

ところが、不服申立人が本件個人による請求と同様の内容である本件請求を行い、本件処分を受け、実施機関で文書を閲覧した際には、本件完成図は存在しないとの説明を受けた。当該説明は、本件個人に対する決定内容と矛盾する。本件完成図は、公開されるべきであり、本件完成図が存在しないのであれば、本件請求に対する決定は一部公開とすべきである。

#### 4 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書については、特定地番に係る県道の計画から完成までの一切の書類であって、かつ、現に存在する書類と理解し、その趣旨に合う行政文書を探索した結果、本件行政文書がすべてであると判断し、本件処分を行った。

(2) 本件個人による平成21年2月19日付け公開請求の際には、本件個人の下承の下に、本件道路台帳を公開した。

不服申立人は、本件通知書に「道路完成図 日時 立会者」と記載されているのだから、本件完成図は存在するはずであると主張しているが、この点については、本件通知書の記載により誤解が生じたものであり、本件通知書には「道路台帳」と記載すべきであった。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件完成図の存否等について

ア 不服申立人は、本件行政文書以外に本件完成図が存在するはずであり、また、本件完成図が存在しないのであれば、一部公開とすべきであると主張し、これらの点について、不服申立てをしているものと認められる。

そこで、これらの点について以下のとおり検討する。

イ 不服申立人は、本件通知書の公開請求に係る行政文書の内容欄に「道路完成図 日時 立会者」と記載されていることから、本件行政文書以外に本件完成図が存在するはずであると主張している。

一方、実施機関は、本件通知書の公開請求に係る行政文書の内容欄には「道路完成図 日時 立会者」と記載されているが、実際に公開した文書は本件道路台帳であり、本件完成図は存在しない旨説明している。

ウ 当審査会において確認したところ、本件個人による平成 21 年 2 月 19 日付け公開請求の際に「道路完成図 日時 立会者」として公開された文書は、本件道路台帳であることが認められる。

エ 実施機関は、本件通知書の公開請求に係る行政文書の内容欄には、実際に公開する文書の名称を記載すべきであったと認められるが、本件完成図の存在を示すような特段の事情は認められないことから、本件完成図が存在しないとの実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

オ また、実施機関は、本件請求対象文書について特定地番に係る県道の計画から完成までの一切の書類であって、かつ、現に存在する書類と理解したと説明しており、当審査会としても、本件請求の対象となる行政文書として現に存在する本件行政文書を特定し、公開したことは妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 11 月 9 日	○ 諮問
11 月 25 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 22 年 1 月 8 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 2 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
5 月 14 日 (第 96 回部会)	○ 審議
6 月 1 日 (第 97 回部会)	○ 審議
6 月 30 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 20 日 (第 98 回部会)	○ 審議
8 月 17 日 (第 99 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 22 年 9 月 16 日現在) (五十音順)